# ○文化財保護法の一部を改正する法律等の施行につ

して

文化庁長官から各都道府県教育委員会あて通達昭和五十年九月三十日 庁保管第一九一号

あり、その主要な点は次のとおりであります。
み、緊急に措置すべき事項について制度の整備を図るため行われたもので動とこれに伴つて生じた文化財保護法の一層の充実強化の必要性にかんが正する法律の施行から今日までの間における広範で急激な経済的社会的変正のたびの改正は、昭和二十九年に制定された文化財保護法の一部を改

- 民俗文化財の制度を整備したこと。
- 埋蔵文化財に関する制度を整備したこと。
- 3 伝統的建造物群保存地区制度を設けたこと。
- 4 文化財の保存技術の保護制度を設けたこと。
- 遺憾のないよう措置するとともに、関係機関及び、管下市町村等に対し趣る大幅なものであり、その実施運用に当たつては、下記事項を参照の上、このたびの法改正は、以上のような主要な事項を含めて法律全体にわた5 地方公共団体における文化財保護行財政体制を整備したこと。

なお、このたびの法改正等に伴う文部省令の改正等については、おつて

旨の徹底方につきよろしくお取り計らい願います。

通知します。

記

#### 総則関係

という。)第二条)。 よる改正後の文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」よる改正後の文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「改正法」という。)に正する法律(昭和五十年法律第四十九号。以下「改正法」という。)に文化財に関する定義を拡充、整備したこと(文化財保護法の一部を改

- を含むことを規定した(第一項第一号)。高いものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件の形文化財の定義の中に建造物その他の有形の文化的所産で価値が
- である。

  である。

  さめ、実態に即応して保護できるよう定義の拡大を図つたもの改め、実態に即応して保護できるよう定義の拡大を図つたものこれを区別して取り扱わなければならなかつたので、この点をとし、従来の定義では、有形の文化的所産で価値の高いものと一体は、

築とその敷地である境内地、民家建築とその屋敷地等がある。てきた。)、磨崖仏とその所在する土地、建造物関係では社寺建ものは重要文化財に指定するに当たつて「附」として運用された本来一体をなしている基壇、厨子等(これらのうち一部のこのようなものの例としては、美術工芸品関係では仏像及びそ

- を明記した(第一項第一号)。 (2) 有形文化財の定義の中に学術上価値の高い歴史資料が含まれること
- して取り扱うことができることが必ずしも明らかでなかつたの法(以下「旧法」という。)においては、これらを有形文化財ととのできない遺品等をいい、改正法による改正前の文化財保護歴史上重要な人物に関する遺品、我が国の歴史の理解に欠くこの価値が高いものではないが、主要な歴史事象に関する遺品、注) 学術上価値の高い歴史資料とは、必ずしも歴史上又は芸術上

- で、この点を改めたものである。
- 化財の中に統一的に位置づけることとした(第一項第三号)。(3) 民俗資料の名称を民俗文化財に改めるとともに、民俗芸能を民俗文
- 財に属するものとして明記したものである。 も属するものとして取り扱われてきたが、これを改め民俗文化明文の規定がなく、運用上は無形文化財と民俗資料のいずれに(注) 旧法上は民俗芸能がどの文化財の種別に属するかについては
- 定義づけた(第一項第五号)。物群で価値の高いものを伝統的建造物群として新たに文化財として、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造
- 注 経過した建造物により構成され、 となつている場合も含まれる。 意匠等において特色を有するものをいう。なお、 家屋敷等)、 **|作物例えば石垣が特色となつて傾斜地の集落の石垣等が中心** 伝統的な建造物群とは、 明治洋風の建造物群等であつて、 例えば宿場町、 全体としてその位置、 門前町、 建築後相当年数を 建築物以外の 城下 崱 形 (武 態

### 第二 有形文化財関係

- 四十三条第一項)。響を及ぼす行為をも文化庁長官の許可を要するものとしたこと(法第重要文化財について、規制する行為の範囲を拡大し、その保存に影
- には構造上安全許容度を超える重量物の搬入等がこれに当たを与える行為であり、例えば美術工芸品の場合には模造のための型取り、物件に直接触れる手法による模写(揚げ写し等)、めの型取り、物件に直接触れる手法による模写(揚げ写し等)、という、別であり、例えば美術工芸品の場合には模造のための影響のとして、又は経年変化を促進させる等保存上何らかの影響をという、対質等に化学変化注一)重要文化財の保存に影響を及ぼす行為とは、物件の形状に

- (注 三 見に関する届出等 執る場合をいい、 措置を執る場合とは、現に災害が発生し、又は発生が明らか 要しないものとして規定した。非常災害のために必要な応急 新たに非常災害のために必要な応急措置を執る場合を許可を 定が設けられた。 の制度中にそれぞれこのような措置についての適用除外の規 及び史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 に予測される急迫の事態においてこれに対する応急の措置を 除外とするとともに、 十条第一項同様、 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為については、 今回の改正によつて、 (法第五十七条の五及び第五十七条の六) 影響の軽微である場合を本条の規定の適 重要文化財の現状の変更については、 本条のほか遺跡の発 (法第八十条) 法第
- 第四十三条第五項)。
  対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償することとしたこと(法対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償することとしたこと(法とにより、又は許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に2 重要文化財の現状変更等につき許可を受けることができなかつたこ
- 補助の規定を設けたこと(法第四十六条の二)。
  の管理団体である地方公共団体その他の法人が買い取る場合の国庫して当該重要文化財に指定された土地に限る。)を、当該重要文化財3 重要文化財(建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものと
- 常の美術工芸品は対象外である。と一体のものとして重要文化財に指定された土地に限られ、(注) 補助対象となるのは、建造物その他の土地の定着物及びこ

通れ

### 三 無形文化財関係

持団体を認定することができることとしたこと(法第五十六条の三第二重要無形文化財の指定に当たつては、従来の保持者の認定のほかに保

(注一) 重要無形文化財の保持者は、従来自然人に限ることとされて

れば、 ても、 定めのあるものを保持団体として認定することができることと 無形文化財を保持する者を主たる構成員とする団体で代表者の 成等の保護措置の法的根拠を失うほか実情に合わない事態があ 除されたものとされ(旧法第五十六条の四第四項)、 色が薄く、 その性格上保持者とすべき者の保持する無形文化財に個人的特 きた。このため、 ることとなったものである。 つた。このため今後は、 て認定してきた。 無形文化財の性格、 当該保持者が死亡した場合は重要無形文化財の指定が解 運用上はそれらの者の代表者を「保持者 かつ、 例えば工芸技術である無形文化財のうちには、 しかし、このような保持者の認定の方式によ 保持者とすべき者が多数存在する場合があつ 実情等に即応した指定方式の運用を図 必要に応じ、保持者の認定に代えて、 (代表者)」とし 後継者の養

いて研究、指導する者(試験場長、大学教授等)、その保存対策(注三) 主たる構成員以外の構成員としては、指定される技術等につ(注二) 保持団体は社団に限り、財団は含まれないこととした。

## 第四 民俗文化財関係

協力し、

又はこれを保護する者等が考えられる。

- 五十六条の十第一項及び改正法附則第四項)。 俗資料を新法の重要有形民俗文化財とみなすこととしたこと(法第形民俗文化財としての指定制度を置くこととし、及び旧法の重要民 有形の民俗文化財については、旧法の重要民俗資料と同様の重要有
- こと(法第五十六条の十二から第五十六条の十七まで)。 保護の制度は旧法における重要民俗資料に関するものと同じとしたいても新たに現状変更行為と同じ規制を行うこととしたほかは、その2 重要有形民俗文化財については、その保存に影響を及ぼす行為につ
- 指定制度を設けたこと(法第五十六条の十)。
  3 無形の民俗文化財については、新たに重要無形民俗文化財としての

- (注一)無形の民俗文化財としては、衣食住、生業、信仰、年中行注一)無形の民俗文化財とととした。
- 市町村の理解と協力が不可欠のものと考えられる。必要であることはもとよりであるが、特に地元の関係住民と注二) 重要無形民俗文化財の保護には、広く一般の人々の理解が
- 五十六条の十八から第五十六条の二十まで)。 重要無形民俗文化財の保存に関する規定を整備したこと(法第
- ととした(法第五十六条の十八第一項)。 録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるこ() 文化庁長官が自ら行う保護の措置として重要無形民俗文化財の記
- (注) 保存のため適当な措置としては、重要無形民俗文化財の公

開の機会を設けること等が考えられる。

- (2) 国は、重要無形民俗文化財の保存に要する経費の一部について、
- ば特定地域の民俗芸能保存会等が考えられる。 民俗文化財の保存に主として携わつている民間の団体、例え(注) 保存に当たることを適当と認める者は、通常当該重要無形
- の制度を設けた(法第五十六条の十九)。の公開の勧告及び国の補助による記録の公開の申出に対する承認の、文化庁長官による重要無形民俗文化財の記録の所有者に対するそ
- 当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言(4)文化庁長官は、地方公共団体その他重要無形民俗文化財の保存に

又は勧告をすることができることとした(法第五十六条の二十)。

の二十一)。 録作成等の措置を講ずることができることとした(法第五十六条無形の民俗資料におけると同様に、必要のあるものを選択して記無形の民俗資料におけると同様に、必要のあるものを選択して記

### 第五 埋蔵文化財関係

- (表)。</li
- いる文化財」に改めた(第一項)。 例と混同されるおそれがあつたため、これを「土地に埋蔵されて定されていたが、「埋蔵物」の語は、民法及び遺失物法における用(1) 旧法においては、調査の対象として「埋蔵物である文化財」と規
- かにした(第二項)。 としてきたのであるが、これを指示事項の一つとして規定上明ら② 調査結果の報告書の提出は、従来から発掘届に対する指示の一部
- 条の二)。 三十日間早めて土木工事等の着手の六十日前としたこと(法第五十七2 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の事前届出の時期を
- 運用に配慮されたい。 
  と異なるものではないので、この点を留意の上従前どおり適切な等の場合の特例的取扱いを除いて、これまで行われてきたところ護との調整については、法第五十七条の三の規定による国の機関(注) 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等と埋蔵文化財の保
- 、。常災害のために必要な応急措置として行われるときは、適用がな常災害のために必要な応急措置として行われるときは、適用がななお、法第五十七条の三に規定する場合を含め、土木工事等が非
- る法人で政令の定めるもの(以下「国の機関等」という。)が周知の3 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係

- することとしたこと(法第五十七条の三)。五十七条の二の規定を適用しないものとし、協議等の特例的取扱いを埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとするときは、法第
- 文化庁長官に通知しなければならないこととした(第一項)。機関等は、当該土木工事等の事業計画の策定に当たり、あらかじめ、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等をしようとする国の
- 知する。
  定により文化庁長官が指定するものについては、おつて通定により文化庁長官が指定するものについては、おつて通るもの(宇宙開発事業団はじめ四十二法人)及び同条の規注一) 国の機関等とは、国の機関、地方公共団体又は国若しく
- 注 一) 本条の規定による国の機関等の通 及び結果の概要と都道府県教育委員会の意見を付するよう 長官への通知を進達する場合は、 都道府県教育委員会を経由して行われることとなる(第五 当該通知は、 事業の性格等に応じて合理的な時期とする必要があるが われるようにするのが望ましく、 いて当該国の機関等と都道府県教育委員会との間で本条第 項及び法第百三条)。ついては、土木工事等の事業計画につ 項の通知の前のできるだけ早期に事実上の連絡調整が行 国の機関等が各省各庁の長である場合を除き、 事前の 本条の規定による文化庁 知の時期については、 調整、 協議の経過
- どおり運用することとなつているので、留意されたい。 等による慣行のうち今回の改正によつて制度化されなかつ た協議の具体的方法等の細目に係るものについては、従前 の特例的取扱いは、従来の各種公団等との覚書等による慣 をはないないは、従来の各種公団等との覚書等による慣 によって制度化されなかつ

- ② 本条第一項及び第三項)。 とした(第二項及び第三項)。 本条第一項の規定による通知があつた場合において、 当該土木工事等の事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができ、通知を の機関等に対して、当該土木工事等の事業計画の策定及びその実 とした(第二項及び第三項)。
- たい(第五十七条の六の規定による場合も同様である。)。各都道府県教育委員会においても適切な措置につき配慮され能な限り速やかに当該協議を終了することが望ましいので、能な限り速やかに当該協議を終了することが望ましいので、のがに行う方針であり、具体的取扱いとしては、六○日以内とり、協議を求めるべき旨の通知及び③の勧告は、可能な限り速
- ととした(第四項)。 施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができるこ施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができるこの必要のない場合においては、文化庁長官は、当該事業計画の実 本条第一項の規定による通知があつた場合において、協議を求め
- (注一) 勧告の内容としては、地方公共団体の専門職員の立会い
- も同様である。)。 
  断することとしている(第五十七条の六の規定による場合画、埋蔵文化財との関係等に則して、合理的かつ適切に判定による勧告で足りるかについては、個々具体的な事業計注二) 本条第三項の規定による協議を要するか又は第四項の規
- 4 周知の埋蔵文化財包蔵地について、国及び地方公共団体は、その周4 周知の埋蔵文化財包蔵地について、国及び地方公共団体の行うそれらの措置に知の徹底を図るため、資料の整備その他の必要な措置の実施に努めな

- 置等も含まれるものである。料の提供、技術的指導、地図等の配布等及び財政的な援助措注二)地方公共団体に対する国の指導、助言、援助としては、資
- るよう配慮されたい。 遺跡台帳に登載する等により、その所在の周知の措置を講ず確認されたときは、この旨を文化庁に報告し、また、これを注三) 未知の遺跡が発見された場合等新たに埋蔵文化財包蔵地が

- 出は不要とした(第一項)。 して報告書の提出が義務づけられるので、本条の規定による届よつて遺跡を発見した場合は、同条第二項の規定による指示と(注) 法第五十七条第一項の規定による届出をして実施した調査に
- 要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると(2)遺跡発見の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重

(注三)

停止等の命令の措置を執つた場合を除き、

遺跡の保護上

ができることとした(第二項及び第三項)。跡の現状を変更することとなる行為の停止又は禁止を命ずることその土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、遺認めるときは、文化庁長官は、関係地方公共団体の意見を聴いて、

一) 停止 の期間を延長することができることとした(第二項) 箇 あるときは、 後五年間は六箇月)を越えることができないが、命令され 跡発見の届出があつた日から起算して三箇月(改正法施 こととなる行為を止めさせておくことのできる期間は にしなければならず、 した日(法第百三条第四項)。 第六項及び改正法附則第二項)。 た期間内に調査が完了せず、引き続いて調査を行う必要が た行為を中断したままとすることをいう。)又は禁止 月 の届出があつた日(届出書が都道府県教育委員会に到達 実行をあらかじめ止めることをいう。)の命令は、 と認められるものの発見後に着手を予定されている行為 (改正法施行後五年間は九箇月) (遺跡と認められるものの発見に至るまで継続して 一回に限り、最初の命令の期間と通算して六 命令によつて遺跡の現状を変更する 以下同じ。)から一箇月以内 を超えない範囲でそ 、第五項、 遺跡発 (遺

置である。 方公共団体における埋蔵文化財保護担当 後 地方公共団体における発掘調査体制の現状にかんがみ、 れた期間内での調査に十分対処できるようにする趣旨の措 ついて、改正法施行後五年間に限り、特例を設けているのは、 遺跡の現状を変更することとなる行為の停止等の の充実に一層の配慮と努力が望まれる。 五年間にその充実を図り、停止等の命令に伴う、 ついては、 都道府県教育委員会においては、 職 員 の確保等の 定めら )期間 地

必要な指示をすることができることとした(第七項)。

な事項を指示することができることとした(第七項)。 届出が行われない場合においても、停止等の命令及び必要(注四) 遺跡と認められるものが発見されているにもかかわらず、

その通常生ずべき損失を補償することとした (第九項)。注五) 停止等の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、

注六) 発見された遺跡の保護については、 ては、 する強い規制となるものであるので、その運用には、当然に、 きものと考える。また、これらの命令は、 られない特殊な事態における最終的な手段として運用すべ の停止等の命令は、 力を得て適切な措置を執ることが肝要であり、土木工事等 仮指定の活用等制度全体の有機的かつ合理的な運用も必 が発見された場合における緊急の事態に対処する方法とし を期するよう配慮することが望まれる。 来と同様関係者と十分話し合い、 特に慎重を期すべきものである。ついては、 所有者又は占有者その他の関係者と十分話し合い、その協 委員会においても、発見された遺跡の保護については、従 本条の規定による命令等のみならず、 そのような話合いや事実上の協力が得 その協力を得て遺憾なき その所在する土 なお、 私有財産権に対 都道府県教育 史跡指定又は 重要な遺跡

としたこと(法第五十七条の六)。 条の五の規定を適用しないものとし、協議等特例的取扱いをすること6 国の機関等が遺跡と認められるものを発見したときは、法第五十七

と考えられる。

らないこととした(第一項)。を変更することなく、遅滞なく、文化庁長官に通知しなければな(1)国の機関等が遺跡と認められるものを発見したときは、その現状

(注一) 本条の規定による通知も、国の機関等が各省各庁の長で

- たところに準じて措置されたい。る制度の運用に当たつても前記三⑴(注二)において述べる制度の運用に当たつても前記三⑴(注二)において述べこととなるので(第五項及び法第百三条)、本条の規定によある場合を除き、都道府県教育委員会を経由して行われる
- があるので、本条の規定による通知は不要とした(第一項)。による調査によつて遺跡を発見した場合は、報告書の提出(注二) 法第五十七条第一項又は法第九十八条の二第一項の規定
- (2) 本条第一項の規定による通知があつた場合において、当該遺跡が(2) 本条第一項の規定による通知があつた場合において、当該遺跡が(2) 本条第一項の規定による通知があつた場合において、当該遺跡が
- 必要な勧告をすることができることとした(第四項)。 る必要のない場合においては、文化庁長官は、当該遺跡の保護上3 本条第一項の規定による通知があつた場合において、協議を求め
- に関すること等の軽微な事項が考えられる。(注一) 勧告の内容としては、地方公共団体の専門職員の立会い
- 取扱いについても、あらかじめ定めておくことが望ましい。条の三の規定による協議に際し、遺跡が発見された場合の当数 にのぼるものと考えられるので、運用上は法第五十七定による協議等の対象となつた土木工事等によるものが相注二) 国の機関等による遺跡の発見は、法第五十七条の三の規
- 公共団体の行う発掘に関する権限についての改正と関連して改正して、文化庁長官の行う発掘の施行に関する規定(法第五十八条)を地方

たこと(第十一―一を参照されたい。)。

# 六 史跡名勝天然記念物関係

- べき損失を補償することとしたこと(法第八十条第五項)。せられたことにより損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずき許可を受けることができなかつたことにより、又は許可の条件を付・・史跡名勝天然記念物(以下「史跡等」という。)の現状変更等につ・・
- ならないこととしたこと(法第八十条の二)。を受けた者は、当該処分をするときに、文化庁長官に通知しなければ法令の規定による許可等の処分の権限を有する行政庁又はその委任許可等の処分で政令で定めるものを必要とするものについては、当該史跡等の指定地域内における行為であつて、他の法令の規定により
- (注一) 史跡等の保護の適切、円滑を期するためには、重大な関連を有する研験をの開発行為につき監督権限を有する行政庁との連絡に関するれと必要な調整を行うことが望ましいことにかんがみ、一の関系では、重大な関連
- (注二) 他の法令による処分で制令で定めるものは、採石法及び砂工工一)他の法令による処分で制令の産務等につき遺漏のな数育委員会においては、開発部局との連絡等につき遺漏のな法、砂利採取法、河川法等の規定により都道府県知事、地方法、砂利採取法、河川法等の規定により都道府県知事、地方のがよう措置されたい。
- の規定を設けたこと(法第八十一条の二)。

  ・対等の管理団体である地方公共団体等が買い取る場合の国庫補助
  ・対の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物を、当該

# 七 伝統的建造物群保存地区関係

1 伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環

- 八十三条の二)。 境を保存するため、伝統的建造物群保存地区制度を設けたこと(法第
- 2 市町村は、都市計画区域内においては都市計画に、都市計画区域以2 市町村は、都市計画区域内においては都道府県知事が、都市計画法の規定によりその都市計画を承認するに当たつては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かな当たつては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かな当たつては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなり、伝統的建造物群保外の区域においては条例の定めるところにより、伝統的建造物群保といる。
- 変更の承認についても同様である。(注一) 都市計画の承認は、保存地区を変更する場合の都市計画の
- て、あらかじめ、十分協議し調整を図る必要がある。れの場合にあつても、市町村長及び市町村教育委員会においり市町村の教育委員会が、それぞれ行うこととなるが、いず都市計画区域以外の区域にあつては条例の定めるところによ(注二) 保存地区の決定は、都市計画区域内にあつては市町村が、
- う留意すること。

  「大学学院のでは、伝統的建造物群及びこれと不離一体の関係には、一個では、伝統的建設のでは、大学学院のでは、大学学院に関定することとし、必要以上に広大な地域のでは、、保存地区は、伝統的建造物群及びこれと不離一体の関係に
- にあつては、所有者その他の利害関係及び関係行政機関と十(注四) 保存地区を定めるに当たつては、都市計画区域以外の区域

- が必要である。計画法の都市計画決定の手続に準じた手続を定める等の配慮続の定めについても、住民等の意志が反映できるように都市分協議する必要があり、保存地区の決定についての条例の手
- 条例で定めることとしたこと(法第八十三条の三第一項)。3 保存地区内の現状変更の規制については、政令の定める基準に従い
- 一) 条例で現状変更の規制を定めるに当たつては、政令で定め一) 条例で現状変更の規制を定めるに当たつては、保存地区の有効、適切な保存のため必要な規制の枠組みの基準を財産権及び他の公益との調整等についても配慮しつつ、保存性格、その実態上の必要性等にかんがみ、保存地区の住民の法令上明らかにして、条例による規制の適正を期する必要があるからである。
- あることに留意されたい。連を有する内部を含む。)を維持することを目的とするもので以下同じ。)については、主としてその外観(それと密接な関注二) 現状変更の規制は、建造物(建築物その他の工作物をいう。
- 第六頁)。 第六頁)。 第六頁)。 第六百人ととした(施行令第四条第二項、第五項及び 特定の公益的事業については、許可又は協議を要せず通知を 方公共団体の機関にあつては、協議)を要するものとし、また、 方公共団体の機関にあつては、協議)を要するものとし、また、 が正式のでは、市町村の教育委員会(都市計画に定めた保存地区 の第八頁のとし、また、 の第八頁の表面のとし、また、 第六頁)。
- 第三十五条まで)。また、日本国有鉄道については、国とみなしてこの規定を準用することとした(整備政令第十一条から五項の規定について、国の行政機関又は地方公共団体とみな(注四) 日本専売公社はじめ二五法人については、施行令第四条第

# されている(日本国有鉄道法第六十三条)。

- こととしたこと(法第八十三条の三第一項及び第二項)。4 保存地区の保存については、条例で保存のため必要な措置を定める
- について経費の一部の補助等を行う必要がある。 修理、復旧等を行うとともに、所有者等が行うこれらの措置が、市町村はこれらの保存を図るため、自らこれらの管理、び周囲の環境(伝統的な建造物以外の建造物を含む。)である(注一) 保存の対象は、伝統的建造物群を構成する伝統的建造物及
- 頃)。

  (注二) 保存地区内においては、市町村は、建設大臣の承認を得て、保二) 保存地区内においては、市町村は、建設大臣の承認を得て、近に対して屋外広告物法が改正され、保存地区を広告物の規による制限を緩和することができることとした(改正法附則第十三項)。なお、保存地区ができることができることとの規定による制限を緩和することのできることができることとの規定につきその全部若しくは一条例で、建築基準法の一部の規定につきその全部若しくは一条のできることとされた(改正法附別第一条の対象を得て、
- 項)。 (注三)「保存のため必要な措置」には、現状変更の規制は含まれない。 (注三)「保存のため必要な措置」には、現状変更の規制は含まれない。
- と(法第八十三条の三第五項)。の保存に関し必要な指導又は助言をすることができることとしたこの保存に関し必要な指導又は助言をすることができることとしたこの保存に対し、保存地区
- 市町村は、これらについてあらかじめ密接に連絡をとり、十分ついて必要な指導、助言を行うことができることとしたので、の条例の制定、保存計画の策定その他保存のため必要な措置に存地区の案の作成(保存地区の変更の場合を含む。)、保存地区(注) 文化庁長官及び都道府県の教育委員会は、市町村に対し、保

# な事前指導を受けるようにされたい。

- 7 除することができることとしたこと(法第八十三条の五第一項)。 その価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、 条の四第一 群保存地区として選定することができることとしたこと(法第八十三 文部大臣は、 部で我が国にとつてその 項)。 市町村の申出に基づいて、保存地区の区域 また、 文部大臣は、 価値が特に高いものを重要伝統的建造物 重要伝統的建造物群保存地 その選定を解 の全部 区が

なお、選定及びその解除は、

その旨を官報で告示するとともに、

当

- る経費の一部を対象として行うものである。 施する事業に要する経費又は所有者等の行う事業に対して補助す(注) 国が行う補助は、市町村が保存地区の保存のために直接自ら実
- 9 的取扱いを行うこととした に関する法律施行令及び都市を一 法施行令、 る行為等について、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置 部改正し、 について、 以上のほか、伝統的建造物群保存地区制度の創設に伴い、 また、保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係 新都市基盤整備法施行令及び宅地建物取引業法施 首都圏近郊緑地保全法施行令、 (整備政令第一条から第三条まで、第五条 部改正し、 近畿圏の保全区域の整備 他の文化財と同様の特例 行令を

第六条及び第十条)。

10 その他、 おつて通知する。 保存地区の決定及び現状変更行為の規制等の詳細について

# 文化財の保存技術関係

- として選定することができることとしたこと(法第八十三条の七)。 の措置を講ずる必要があるものについては、文部大臣が選定保存技術 文化財の保存のため欠くことのできない伝統的な技術・技能で保存 有形文化財の修理・復元等又は無形文化財のための用具の製作等
- のできないものであるにもかかわらず、 ついての制度を設けたものである。 に関する伝統的な技術・技能は、 後継者の確保の困難等の傾向が著しいため、 文化財の保存にとつて欠くこと 近年その技術者等の減少、 その保存に
- 注 ため欠くことができないものをいうのである。 歴史上、 価値の高いものであるのに対し、文化財の保存技術は、 無形文化財である技術は、技術そのものが歴史上又は芸術上 芸術上の価値のいかんにかかわらず、 文化財の保存 技術
- (2)者又は保存団体を認定しなければならないこととした 選定保存技術を選定するに当たつては、当該選定保存技術の保持 (第二項)。
- 注 せて認定することができる(第二項及び第三項)。 的とする団体 のをいい、 保存団体とは、 一の選定保存技術につき保持者と保存団体とを併 (財団を含む。)で代表者又は管理人の定めのある 当該選定保存技術を保存することを主たる目
- (3)を設けた 認定の解除の手続は、 選定保存技術の選定、選定の解除、保持者又は保存団体の認定、 (法第八十三条の七から第八十三条の九まで)。 重要無形文化財に関する手続と同様の制度
- 2 から第八十三条の十二まで)。 選定保存技術の保存に関する制度を設けたこと(法第八十三条の十
- (1) 文化庁長官が行う保存の措置として、 選定保存技術について自ら

- 記録を作成し、 められるものについて適当な措置を執ることができることとした (法第八十三条の十)。 又は伝承者の養成その他その保存のため必要と認
- ワダ、ヒノキ等)の確保等が考えられる。 理に要する原材料 保存のため必要と認められるものとしては、 (漆、カヤ、キリ等)、建造物の修理用資材 美術工芸品 の修
- を設けた(法第八十三条の十一)。 の勧告及び国の補助による記録の公開の申出に対する承認の制度 文化庁長官による選定保存技術の記録の所有者に対するその公開
- 助言その他の必要と認められる援助をすることができることとし た 団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、 国は選定保存技術について、 (法第八十三条の十二)。 その保持者、 保存団体又は地方公共
- 注) 援助の具体的内容としては、伝承者の養成事業を行う保 体等に対する補助、保持者に対する助成等が考えられる。 存 寸

#### 第九 文化財保護審議会関係

- 1 追加したこと(法第八十四条の二)。 れたので、それに伴い、文化財保護審議会に諮問すべき事項を新たに 造物群保存地区及び選定保存技術の選定制度等新たに制度が設けら 今回の改正により、重要無形民俗文化財の指定並びに重要伝統的建
- 新たに諮問事項としたものは、次のとおりである。
- 重要無形文化財の保持団体の認定及びその認定の解除
- 重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解
- 選定保存技術の選定及びその選定の解除
- 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可
- (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令

#### 期間 の延長 関係

第十

崱

- もに条文の整理を行つたこと(法第八十五条)。 命令若しくは禁止命令又はこれらの命令の期間 公開による聴聞を要する事項に、 遺跡発見の際の調査のための停止 の延長を加えるとと
- 2 八十五条の三)。 の保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可を加えたこと(法第 異議申立ての手続における公開の聴聞を要する事項に、 重要文化
- 3 等でその指定に係る土地及び建造物を、 記念物の管理を行つている地方公共団体は、その管理する重要文化財 国有財産である重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然 無償で使用することができることとしたこと(法第九十五条 その管理のため必要な限度に
- 注 係る土地及び建造物を使用する場合においては、 五〇㎡未満) 公共団体が国有財産を政令で定める小規模な施設 上これを無償として取扱う旨の直接の規定がない 現在、 規定があるのみである(国有財産法第十九条及び第一 理している地方公共団体が、その管理のために当該指定に 文化庁長官の指定を受けて国 国有財産法の特例規定を設けたものである。 の用に供するときは無償とすることができる旨 有の 重要文化財 国有財産法 (単に地方 (敷地 面積 等
- 注 を目的とし、又はそれによつて利益をあげる場合には 財等の保存管理のために必要な保存施設、 取扱いを受けることができない 地及び建造物 その使用が無償として取り扱われるのは、 (指定物件に限る。) であり、 (第二項)。 管理棟等のため その使用が営利 国有の重要文化

# 方公共団体及び教育委員会関係

方公共団体は、 法第五十八条の規定により文化庁長官が行うもの

> 整備したこと(法第九十八条の二及び第九十八条の三)。 掘を施行することができることとし、地方公共団体の発掘調査に関す る権限を明らかにするとともに、これに伴い関係の事項につき規定を を除き、 埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、 発

- 一) 地方公共団体の発掘調査に関する権限を明らかにしたこと きる発掘の範囲を明らかにした(法第五十八条第一項)。 化財についての要件を定め、文化庁長官が施行することので と関連し、文化庁長官が発掘を施行することのできる埋蔵文
- (注二) を行う大学、博物館、 本条の規定の適用を受ける地方公共団体には、学術 研究所等の機関は含まれない。 的 研究
- (1)より、通知されたい。 日前までに法第五十七条第一項の規定による届出に準ずる方式に 行う発掘については、 五十七条の規定は適用されないこととなるので、 したことに伴い、 蔵文化財の発掘調査に関する地方公共団体の権限を明ら 地方公共団体の行う発掘調査については、 別途、 文化庁長官に対し、 地方公共団体の その着手の三十 法第 かに
- おいて発掘をしようとするときは、 た(法第九十八条の二第二項)。 について関係各省各庁の長等と協議しなければならないこととし 地方公共団体が国の所有に属し、 又は国の機関の占有する土地 教育委員会は、 発掘の目 的等
- 果調査を行う場合にあつては、 として取り扱つて差し支えない。 法第五十七条の三又は第五十七条の六の規定による協 実質上本項の協議を了したもの 議 の結
- ことができることとした(法第九十八条の二第三項)。 地方公共団体は、その実施する発掘に関し事業者に協力を求める
- 注 発行為の事業者に対して、 て行われることが多いことにかんがみ、 地方公共団体の行う発掘は、実態上開発行為の事前調査 発掘費用の負担を含め 発掘の原因となつた開 従来のよう とし

望まれる。 び調査の施行等が円滑、適切に推進されるよう配慮することがの性格、規模、事業者の能力等を勘案し、埋蔵文化財の保護及の性格、規模、事業者の能力を求めようとする場合、当該事業な協力を求めることができるよう規定を整備したものである。

- 助することができることとした(法第九十八条の二第五項)。(4)地方公共団体の行う発掘に要する経費につき、国はその一部を補
- (5) 文化庁長官は、地方公共団体の行う発掘に関して必要な指導及び100mmのである。
- 通知することをもつて足りることとした(法第九十八条の三)。手続と同様、遺失物法の規定にかかわらず、警察署長にその旨をいては、文化庁長官の行う発掘によつて発見されたものに関する助言をすることができることとした(法第九十八条の二第四項)。
- 慮をするものとすることとしたこと (法第九十八条の四)。 る経費に充てるために起こす地方債については、国において適切な配2 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要す
- きる事項として追加したこと(法第九十九条)。 伴う指揮監督権を都道府県教育委員会に対し権限委任することがで3 今回の改正により新たに補助規定が設けられたものの補助金交付に
- 事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して当該都道府県教 県文化財保護審議会を置くことができることとし、同審議会は 育委員会に建議することができることとしたこと(法第百五条)。 注 県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要 都道府県教育委員会に、 強 0) 化により効果的であること、 聴取や慎重な審議が期待され、 り換えた理由としては、 従来の文化財専門委員制度に代えて合議制の審議会制度に 現行の文化財専門委員制度に代えて都道府 合議制の方が、 現実に都道府県においては合 文化財保護の体制の拡充、 般に幅広い意見 都道

- 待されること等が挙げられる。
  いては、審議会の部会の設置等運用によつて同様の効果も期合わせたこと、従来文化財専門委員が果たした調査研究につ議制による運営を行つているところが多く、それらの実態に
- か、一般的な学識経験者についても配慮することが望ましい。の趣旨にかんがみ、文化財に関する専門的な学識経験者のほ都道府県文化財保護審議会の委員の選任に当たつては、上記し必要な事項は、条例で定めなければならないこととした。(二) 都道府県文化財保護審議会の設置並びに組織及び運営に関
- (注三) 審議会の委員は、特別職の地方公務員である。
- し支えない。 定めるのが通常であるが、もとより条例により設置しても差(注一) 文化財保護指導委員の設置については、教育委員会規則で
- (注二) 文化財保護指導委員は、特別職の地方公務員である。

### 第十二 罰則関係

- いて、科料を廃止したこと。 二十万円に、一万円を十万円にそれぞれ引き上げ、所有者の場合を除1 罰金の額の最高限度額について、十万円を五十万円に、三万円を
- 違反に対し、十万円以下の罰金を科することとしたこと。
  2 遺跡発見の際の文化庁長官による現状変更行為の停止又は禁止命令
- )をいれ。 3 従来、過料であつたものについて、次のように罰金を科することと
- (1) 重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の無許可現状変更等又は

- め、十万円以下の罰金を科することとした。現状変更等の停止命令違反に対し、従来の三万円以下の過料を改
- 下の過料を改め、五万円以下の罰金を科することとした。(3) 文化庁長官による発掘の施行の拒否等に対して、従来の五千円以
- 円を三万円にそれぞれ引き上げたこと。
  4 過料の額について、三万円を二十万円に、一万円を五万円に、五千
- を行つたこと。
  従前の基準に従つてそれぞれ過料を科することとする等、所要の整備5 以上のほか、今回の改正に伴つて新たに義務を課した事項について
- も罰則を設けていない点に注意されたい。 は第五十七条の五第八項の指示に違反した者については、いずれ(注) 法第五十七条の二第一項の届出をせず、又は同条第二項若しく

### 第十三 附則関係

- 月一日)としたこと(改正法附則第一項)。 要な期間を見込んで、公布の日から起算して三箇月を経過した日(十とられているので、改正法施行の準備と一般に周知徹底のための必とられているので、改正法施行の準備と一般に周知徹底のための必 改正法の施行期日については、今回の改正が法律全般にわたつて行
- 2 重要文化財関係

届け出なければならないこととした(施行令附則第二項)。し、当該行為者は、改正法の施行後遅滞なく、その旨を文化庁長官にしているものについては、法第四十三条の規定は適用しないことと重要文化財の保存に影響を及ぼす行為で、改正法施行の際現に着手

3 無形文化財関係

正法附則第三項)。

正法附則第三項)。

では、保持団体の認定をしなければならないこととした(改めについては、改正法施行後一年以内にすべての保持者の認定を解除者の認定に代えて保持団体の認定をする必要があると認められるも数正法の施行の際現に指定されている重要無形文化財のうち、保持

### 民俗文化財関係

- 条の十三(法第九十条第二項において準用する場合を含む。)の規 現に着手されているものについては、 つては通知) 定の適用については、 に影響を及ぼす行為を新たにしようとする者に対する法第五十六 は通知)をしなければならないこととした(施行令附則第三項)。 行後遅滞なく文化庁長官にその旨の届出(各省各庁の長にあつて 九十条の規定は適用しないこととし、当該行為者は、 ととした(施行令附則第四項)。 重要有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為で改正法施行 また、改正法の施行後二十日以内に、重要有形民俗文化財の保存 は、 昭和五十年十月一日に行わなければならな 同条の規定による届出(各省各庁の長にあ 法第五十六条の十三及び第 改正法の施 の際

### 5 埋蔵文化財関係

調査体制の現状等にかんがみ、それぞれ六箇月、九箇月とするこないこととしたが、改正法施行後五年間は、地方公共団体の発掘を越えてはならず、延長の場合においても六箇月を越えてはならに、法第五十七条の五の規定により届出のあつた日から三箇月()遺跡発見の際の文化庁長官による停止又は禁止命令の期間につい

ととした(改正法附則第二項)。(第五―五2)参照)

- とした(改正法附則第七項及び第八項並びに施行令第五項)。 規定による通知の有無にかかわらず、なお、従前の例によるもの法第八十四条第一項の規定による届出又は同法第九十条第一項の⑤ 改正法施行前に発見された遺跡と認められるものについては、旧
- 6 文化財専門委員関係

五項)。

立文化財専門委員の設置については、昭和五十一年三月三十一日(それ文化財専門委員の設置については、昭和五十一年三月三十一日(それ文化財専門委員の設置については、昭和五十一年三月三十一日(それ

いて、今回の改正に伴う整理を行つたものである。7.改正法附則第十一項から第十五項までは、他の法律の関係条文につ

#### 第十四 その他

1 文部省組織令関係

第三十六条)。

務を記念物課から無形文化課に移行し、無形文化課の名称を無形(1) 民俗資料(改正法による改正後は民俗文化財)の保護に関する事

文化民俗文化課とした。

- 所掌することとした。(2) 伝統的建造物群保存地区の保存に関する事務は建造物課において
- いて所掌することとした。)、文化財の保存技術の保護に関する事務は無形文化民俗文化課にお
- 文化財保護審議会令関係

2

専門調査会について次のとおり一部改正した(整備政令第三十七

条)。

- ) 伝統的建造物群保存地区に関する事項は第二専門調査会において設けて調査審議することとした。 三専門調査会の調査審議事項から削除し、新たに第五専門調査会を、 民俗資料(改正法による改正後は民俗文化財)に関する事項は第
- 調査審議することとした。(2) 伝統的建造物群保存地区に関する事項は第二専門調査会において
- 審議することとした。

  ③ 文化財の保存技術に関する事項は第四専門調査会において調査